

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する認定手数料について

H28.4.1改正

1. 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(1) 登録住宅性能評価機関による適合証が添付された場合

区 分		新 築	増 改 築	
一戸建ての住宅		14,000 円	20,000 円	
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	25,000円 ÷ 申請住戸数	38,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	41,000円 ÷ 申請住戸数	62,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	69,000円 ÷ 申請住戸数	103,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	110,000円 ÷ 申請住戸数	166,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	168,000円 ÷ 申請住戸数	253,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	286,000円 ÷ 申請住戸数	431,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	362,000円 ÷ 申請住戸数	546,000円 ÷ 申請住戸数
301戸以上	412,000円 ÷ 申請住戸数	619,000円 ÷ 申請住戸数		

(2) 住宅性能評価書が添付された場合

区 分		新 築	増 改 築
一戸建ての住宅		16,000 円	
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	61,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	98,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	184,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	316,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	486,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	884,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	1,206,000円 ÷ 申請住戸数
301戸以上	1,458,000円 ÷ 申請住戸数		

(3) 適合証もしくは住宅性能評価書が添付されない場合

区 分		新 築	増 改 築	
一戸建ての住宅		46,000 円	70,000 円	
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他一戸建ての住宅 以外の住宅)	1 棟 の 総 住 戸 数	1戸～5戸	123,000円 ÷ 申請住戸数	186,000円 ÷ 申請住戸数
		6戸～10戸	198,000円 ÷ 申請住戸数	297,000円 ÷ 申請住戸数
		11戸～25戸	394,000円 ÷ 申請住戸数	592,000円 ÷ 申請住戸数
		26戸～50戸	707,000円 ÷ 申請住戸数	1,061,000円 ÷ 申請住戸数
		51戸～100戸	1,215,000円 ÷ 申請住戸数	1,824,000円 ÷ 申請住戸数
		101戸～200戸	2,248,000円 ÷ 申請住戸数	3,375,000円 ÷ 申請住戸数
		201戸～300戸	3,214,000円 ÷ 申請住戸数	4,825,000円 ÷ 申請住戸数
301戸以上	3,941,000円 ÷ 申請住戸数	5,916,000円 ÷ 申請住戸数		

2. 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(上記の認定申請手数料) × 1/2

3. 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

一戸あたり	2,000円
-------	--------

4. 認定計画実施者の地位の承継承認手数料

一戸あたり	2,000円
-------	--------

※50円未満の端数があるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは切り上げます。
 ※あわせて確認申請を申し出る場合は、さらに確認申請手数料が加算されます。